

鶴居村告示第74号

鶴居村農業振興地域整備計画（昭和45年10月5日鶴居村告示第14号）について、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案及び変更しようとする理由を記載した書面を次により縦覧に供する。

鶴居村の区域に住所を有する者は、令和8年1月19日（縦覧期間満了の日）までに、当該農業振興地域計画の案について、村に意見書を提出することができる。

当該農業振興地域計画の案のうち農用地利用計画に係る農用地区域にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、令和8年1月19日（縦覧期間満了の日）の翌日から起算して15日以内に、村にこれを申し出ることができる。

令和7年12月19日

鶴居村長 大石 正行

1 縦覧期間 令和7年12月19日（金）から令和8年1月19日（月）まで

2 縦覧場所 阿寒郡鶴居村鶴居西1丁目1番地 鶴居村役場産業振興課

3 意見書の提出及び意義の申出にあたっての留意事項

意見書の提出及び意義の申出は、日本語に限り、郵送、ファックス及び電子メールにより行うものとする。

また、提出された意見書については、用紙をとりまとめ処理結果を公告する。

（注）公告縦覧期間の末日及び異議申出機関の末日が「地方公共団体の休日」に当たるときは、その休日の翌日をもって期限とする（地方自治法第4条の2）。

鶴居村農業振興地域整備計画を変更する件（鶴居村告示第74号）に関する意見書の提出について

- 1 提出方法は、郵送、ファックス及び電子メールによる（電話不可）。
- 2 意見書は日本語に限る。
- 3 個人の場合にあっては、住所、氏名、職業を、法人の場合にあっては、法人名代表者名、事業所の所在地を記載すること
- 4 意見書の内容を公表する場合がある。ただし、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがあるときは、公表の際に該当箇所を伏せることがある。
- 5 意見書に対する個別の回答は行わず、鶴居村農業振興地域整備計画を公告する際に意見の要旨及びその処理結果を合わせて公告する。
- 6 鶴居村農業振興地域整備計画の案以外に対しては意見書を受け付けない。
- 7 送付先 阿寒郡鶴居村鶴居西1丁目1番地 鶴居村役場産業振興課農政係

F A X 0154-64-2577

メールアドレス sangyo@vill.tsurui.lg.jp